

建築物環境報告書制度(中小規模建物)の 拡充について (電気自動車充電設備整備基準)

【意見表明の対象】

2025年12月22日(月曜日)開催

第5回 東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会

- 2026年度より、建築物環境報告書制度（中小規模）においても、機械式立体駐車場への充電設備の整備を各基準の履行対象とする（基準適用からは引き続き除外）

【整備基準（義務）】駐車場付き戸建住宅では、1棟ごとに充電設備用の配管等を整備

	基準を適用する建物	次の両方を満たすこと	
		配管等の整備※1	充電設備の整備※2
戸建住宅	駐車区画※3を有する全ての住宅	1台分以上	任意
戸建住宅以外 （集合住宅・非住宅）	10台以上の駐車区画※3を有する建物	駐車区画※3の20%以上 （充電設備設置分を含む）	1台分以上

【誘導基準（努力義務）】駐車場付き戸建住宅では、1棟ごとにV2H充放電設備等を設置

	基準を適用する建物	次の両方を満たすこと	
		配管等の整備※1	充電設備の整備※2
戸建住宅	駐車区画※3を有する全ての住宅	—	1台分以上のV2H
戸建住宅以外※4 （集合住宅・非住宅）	駐車区画※3を有する全ての建物	—	1台分以上のV2H
	5台以上の駐車区画※2を有する建物	駐車区画※3の50%以上 （充電設備設置分を含む）	駐車区画※3の20%以上

※1 住宅等の受電設備から充電設備を整備する又は整備予定の駐車区画までの間に、設置に必要となる配線又は配管を敷設すること

※2 機械式立体駐車場での整備も履行対象

※3 自動車（普通自動車、小型自動車、軽自動車。二輪自動車等は除く）を1台駐車するための区画

※4 上段又は下段の基準のいずれかへの適合を求める。ただし、誘導基準への適合は整備基準に適合していることが前提

● 次に掲げる駐車区画は、整備基準及び誘導すべき基準を適用しない

① 技術上、安全上又は法令上の事由により充電設備の設置が困難であると認められる駐車区画

- ・ 機械式立体駐車場の駐車区画※
- ・ その他技術上、安全上又は法令上設置が困難なものとして知事が認める駐車区画

※ただし、充電設備設置の技術進展等を踏まえ、当面の間に限り、適用から除く。一方、充電設備の整備を行った場合は履行対象とする。

② 次の用途の駐車区画

- ・ 販売、展示、修理等のために自動車を保管するもの
- ・ 荷さばき等の駐車時間が短いもの
- ・ これらに類する用途のもの

③ 建物及び敷地において新たに整備される駐車場のうち、その建物を新築等する建物供給事業者以外のものによって整備される駐車区画

(例)建物供給事業者が新築する賃貸アパートと同じ敷地内に、アパートオーナーが別途、駐車場運営事業者と契約し、近隣向けの時間貸し駐車場を整備